

令和 3 年 5 月 26 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03380

研究課題名（和文）国際刑事司法制度の効率性に関する基礎的研究：訴追戦略と国家の捜査・訴追義務

研究課題名（英文）A Basic Research on the Efficiency of International Criminal Justice System: Prosecutorial Strategies and States' Obligations to Investigate and Prosecute

研究代表者

竹村 仁美 (TAKEMURA, Hitomi)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10509904

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、国際法上の個人の刑事責任の生ずる重大犯罪と重大な人権侵害に対する国家の捜査・訴追義務を対象としている。集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪に対する国際刑事裁判所規程締約国の国家の捜査・訴追義務と地域的人権条約上の生命権、身体的自由および拷問禁止の規範の侵害に関する地域的人権条約締約国の調査・訴追義務は、近年益々その義務が強く認識されるようになってきている。すなわち、国際刑事法上および国際人権法上の重大犯罪と重大人権侵害に対する国家の捜査・訴追義務は、司法救済を通じた被害者の人権の尊重の国際的潮流を背景に、国際法体系の中で相乗的に作用し、国家の義務の強化を牽引している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際刑事司法はその対象犯罪の大規模性に比して非常に乏しい資源しか持たない。そこで、本研究は国際刑事裁判所の検察局の対象とする重大犯罪について、乏しい資源を最大限に活用して捜査・訴追を進めるにはどうしたら良いのか検討及び提言していくことで、国際社会と国内社会へ一定の貢献をし得る。日本は国際刑事司法制度へ積極的に関与しており、2007年に国際刑事裁判所規程の締約国となった。本研究を通して、国際刑事司法に対する国民の当事者意識を醸成し、国際刑事裁判所への日本の金銭的貢献への国民的理解の促進も期待できる。そして、本研究は国際法上の国家の捜査・訴追義務の射程の明確化に寄与するという学術的意義も有する。

研究成果の概要（英文）：The research focuses on the obligation of States to investigate and prosecute serious crimes and gross human rights violations. For States Parties to the Statute of the International Criminal Court these obligations specifically include to investigate and prosecute crimes of genocide, crimes against humanity and war crimes. Equally, in recent years there has also been a recognition that States Parties to regional human rights treaties are subject to an obligation to investigate and prosecute violations of the right to life, liberty of the body and norms against torture. In other words, States are subject to obligations governed both by international criminal law and international human rights law.

At a time of a global trend of rising respect for the human rights of victims through judicial redress, the present research considers how these two bodies of law act synergistically in the international legal system.

研究分野：国際法

キーワード：国際刑事司法 国際刑事裁判所（ICC） 国際刑事法廷 捜査・訴追義務 効率性

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 高齢少子社会化・格差社会となった現代日本社会において、社会構成員に対する刑事的手法を通じた国家の義務は増大する一方、その履行が困難になっている状況であり、現在有効な刑事裁判に係る国家の義務の履行もしばらくすれば機能しなくなると指摘される。こうした状況の中で、日本においては効率的且つ効果的な公判審理の確保に向けて、2016年5月の第190回通常国会で刑事司法改革関連法が成立し、司法取引が導入されるなど法整備が進められた。

(2) 国際刑事司法制度においても資源は有限であり、司法の信頼と効率性を高める必要がある。特に日本は研究開始時点においても現在においても常設の国際刑事裁判所の最大の分担金拠出国であり、毎年約30億円を拠出していることから、その効率的運営を推進している。

(3) 国内外での刑事裁判の効率化の要請を背景として、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対処する際の被疑者・被告人の人権尊重のための適正手続を保障しつつ、国際刑事司法を効率的に運営していくための方策を探ることを研究当初の課題としていた。その際、国際刑事裁判所が捜査・訴追対象としている集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪に対する国際刑事裁判所の検察官の訴追裁量のあり方と国家の捜査・訴追義務を主要な研究視角として据えることで国際刑事裁判所の効率的運営について研究していこうと考えた。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、国際社会の関心事である重大犯罪を行った個人の刑事責任を追及する際、被疑者・被告人の人権を保障しながら、同時に国際刑事司法制度を効率的に運営するための国際・国内裁判のあり方について、国際刑事司法機関検察局の訴追戦略と国内刑事裁判を行う国家の捜査・訴追義務の研究によって明らかにしていくことにある。研究項目は、第一に、国際刑事司法の効率性評価基準と効率化の基礎的研究、第二に、国際刑事法、国際人権法上の国家の捜査・訴追義務に関する解釈論の整理、第三に、国際刑事司法機関の検察局の訴追戦略と国家の捜査・訴追義務の関係性、第四に、国際刑事司法制度の実効性と正統性の調和的実現のための効率的制度設計の基礎的研究4つであった。

(2) 国際社会の重大な関心事である最も重大な犯罪への捜査・訴追について、国際的な人権基準に基づく適正手続を保障しながら、国際刑事司法制度の効率化を図るにはどのようにすべきかを明らかにすることで、限りある資源を有効に活用する方策を提示することを目的とする。

(3) 研究開始時には、本研究において「国際刑事司法制度の効率性」というとき、効率性の評価軸として広狭二つの内容を念頭に置いていた。第一に、広義の効率性研究とは、国際法上の重大な犯罪に対して国際社会が効率的にするための国際刑事管轄権と国内刑事管轄権との適正な役割分担とその実現のための訴追戦略のあり方の考察である。第二に、狭義の効率性研究とは、刑事手続効率化のための手続的制度の考察である。実際には、前者に比重を置く形で研究を進めた。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、四年間に渡って、日本国内でできる文献研究と国際的な資料収集活動、インタビュー活動を通じた実証的研究を組み合わせ、計画的な研究遂行を目指した。インタビュー活動・意見交換活動として、研究期間の一年目には、国際刑事裁判所の日本人裁判官、同裁判所検察局法務部職員、同裁判所報道官、コソヴォ特別検察局の初代特別検察官の米国人特別検察官に捜査・訴追義務及び効率性に関する聞き取り調査を行った。研究期間一年目には、所属機関において、国際刑事裁判所日本人裁判官と国際法学、刑事法学、国際関係学研究者らとの意見交換の場を設けた。二年目にも、オランダにて資料収集と国際刑事裁判所の視察を行い、レバノン特別法廷日本人職員及び旧ユーゴ国際刑事法廷の元職員にインタビューを行った。三年目には、研究項目三点目に関連して、国家の捜査・訴追義務を各国がどのように捉えているのか、国内での捜査・訴追の際の被疑者・被告人の人権保障は十分か否か調べるため、イギリス、ベルギーの弁護士に対するインタビューを行い、次いでドイツ連邦検察局の国際法上の犯罪の捜査・訴追を担当する検事にも聞き取り調査を行った。

(2) 刑事事件の特性上、インタビューは非公開を前提に行われることがほとんどであり、インタビューの中身は事件名や実名に触れることなく抽象的課題に終始するなど、職務上の守秘義務を有する者に対するインタビューには一定の限界があるものの、抽象的回答を反芻することで物事の本質が見えてくることもある。オランダの国際刑事裁判所と平和宮図書館へは、研究期間の最初の三年間に毎年通うことができ、短期間ではあるが、資料収集と実際の裁判傍聴を継続的に行った。三年目には、平和宮図書館に加え、ドイツのマックス・プランク比較公法・国際法研究所、マックス・プランク外国・国際刑法研究所(当時)でも資料収集を行うことができた。

(3) 四つの研究項目すなわち、国際刑事司法の効率性評価基準と効率性の基礎的研究、国際刑事法、国際人権法上の国家の捜査・訴追義務に関する解釈論の整理、国際刑事司法機関の検察局の訴追戦略と国家の捜査・訴追義務の関係性、国際刑事司法制度の実効性と正統性の調和的実現のための効率的制度設計の基礎的研究について、上記の実地調査、インタビュー調査に加えて資料収集を行い、資料を分析しつつ研究を進めた。

4. 研究成果

(1) 第一点目の研究項目である国際刑事司法の効率性評価基準と効率化の基礎的研究の成果に

関しては、今後一層詳しくまとめていく必要がある。現状でこの研究項目の研究成果の内、重要と思われる点は次の通りである。まず、効率性評価基準が国際刑事裁判所の内部努力によって確立されようとしている点は、特に注目される動きである。2014年以降、締約国会議の呼びかけを契機として、国際刑事裁判所の効率性と実効性を高めるために、質的・量的な業績指標(performance indicators)をまとめる国際刑事裁判所の内部的作業が存在する。国際刑事裁判所自身は、国際刑事裁判所の実効性を計る上での国際刑事裁判所の主要な四つの目標を提示している(Report of the Court on the development of performance indicators for the International Criminal Court, p. 2, para. 7)。すなわち、第一に、国際刑事裁判所の手続が、すべての段階で迅速かつ公正で透明性がある。第二に、国際刑事裁判所のリーダーシップとマネジメントが効果的である。第三に、国際刑事裁判所が、国際刑事裁判所に関わることで危険にさらされる人々の保護を含め、その活動のための適切な安全性を保障している。第四に、被害者が国際刑事裁判所へ十分にアクセス可能である。以上の四つの目標それぞれについて業績指標が提示される。

(2) 第一の迅速かつ公正な裁判の確保に関しては、迅速性につき、現在と過去の事件に掛かる時間が主要な指標と捉えられている。公正性に関しては、弁護人・検察からの申立てに基づいて裁判部が公正な裁判の侵害を認めた割合、裁判部の決定と判決に対する上訴理由として公正な裁判の侵害が認められた割合、司法に関する不服申立を確認する決定の割合が主な指標として提示されている。透明性に関しては、非公開とされた事実認定、司法的決定の割合、非公開の審理とセッションの割合が指標とされる。

(3) 第二のリーダーシップとマネジメントの指標については、第一に、「全体の職員構成と選考過程におけるジェンダーと地域の衡平性」、第二に、「重大な変更に関する説明を伴う各部門の年度予算執行率」が指標として挙げられている。

(4) 第三の国際刑事裁判所活動の安全性の指標に関しては、「証人、職員、又は情報に関するセキュリティ・インシデントの中で実際の損害が生じたものが全体のインシデントの中に占める割合」、そして、「実際の損害が生じたインシデントの中で国際刑事裁判所の過ちによって引き起こされたものの占める割合」が指標とされている。

(5) 第四の被害者による国際刑事裁判所への十分なアクセスの指標としては、「一件あたりの参加被害者数も考慮した一件あたりの被害者参加申請から受理・不受理の判断までの平均時間」、そして、「国際刑事裁判所のアウトリーチ活動やその他 NGO、被害者信託基金などの関係者を通じて、実際に影響を受けた人々に国際刑事裁判所が到達した割合」が挙げられている。

(6) 以上の国際刑事裁判所の効率化の指標策定に向けた動向については、裁判の迅速性という目標のために、被告人に対する適正手続の保障と被害者の満足が蔑ろにされるという側面が懸念される(Jones 2019, Jones 2020)。この懸念を払拭するには、公正な裁判の保障という裁判所の目標と、裁判所への被害者のアクセスという裁判所の目標について量的な業績指標よりも質的業績指標を基に丁寧に裁判所の実効性を計っていくべきことが指摘される(Jones, 2020)。国際刑事裁判所の効率化へ向けた内部努力はそもそも営利目的で設立されているわけではおらず、国際社会の共通利益の実現を目指す国際組織について、その効率性を計る際に業績指標が必要かどうか検討の余地があろう。いずれにしても、「国際刑事司法の効率性評価基準と効率化の基礎的研究」の研究項目については、以上のような知見を踏まえ、速やかに研究成果を公表する。

(7) 国際刑事法、国際人権法上の国家の捜査・訴追義務に関する解釈論の整理については、研究項目の中でも比較的長い時間を掛けて深く研究を進めることができた。研究期間初年度の2017年度には、拙稿「国際刑事裁判所規程制度の実効的実現のための訴追戦略と国家の義務」国際法研究第6号(2018年)及び欧州人権裁判所における国家の捜査・訴追義務の展開に関しては、拙稿「欧州人権裁判所の Al-Saadoon & Mufdhi 対英国事件判決及び英国国内の Al-Saadoon & Others 対英国国防大臣事件判決の概要と国際人権法上の諸論点」EU法研究第3号(2017年)を公表した。最終年度の2020年度には、拙稿「欧州人権裁判所によるアムネスティの取扱い」アムネスティと重大な人権侵害に対する国家の捜査・訴追義務との関係性」をEU法研究第10号(2021年6月)に掲載予定である。そこでは、欧州人権裁判所補判例法上、欧州人権条約第2条と第3条の違反について締約国に捜査・訴追の義務があると解釈されており、その判断に伴い、刑事手続過程での時効、アムネスティの付与とアムネスティの付与に関連する一事不再理は認められない傾向にあることを示した。しかしながら、国際刑事裁判所規程と慣習国際法は、アムネスティの取扱いについて、今のところ明確な立場を示していない。国際刑事裁判所規程の前文は、「国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務であることを想起し」と謳う。だが、学説において、当該前文からすべての国家の捜査・訴追義務を導くことは、現状では一般的ではない。同様に、この前文から、当然に国際刑事裁判所規程においてアムネスティが制限されていると解釈することも現状では一般的とは言えない。以上の研究成果は、英語でも、口頭と紀要論文の形でルーマニアの大学において公表した。Recent Trends in International Law on the Duties of States and Individuals to Prosecute, Investigate, and Prevent International Crimes

(8) 第二の研究項目については、次の段階として、国際人権法上要請の強まる重大な人権侵害に対する国家の捜査(調査)・訴追義務が国際刑事法に及ぼす影響、すなわち重大な人権侵害に対する国際人権法と国際刑事法の動向の相乗的效果について検討することとした。これについては、チェコのパラツキー大学オロモウツにおいて2021年2月にオンライン開催された「国際

人道法の発展と執行に対する国際刑事裁判所の貢献」の国際会議で ‘ A Synergetic Approach to Enhancing the ICC ’ s Efficiency and Effectiveness ’ というテーマで報告を行った。この報告を基にした原稿を 2021 年 6 月末に脱稿し、同会議の論文を集めた図書 (Martin Faix and Ondřej Svaček (eds.), Development and Enforcement of IHL in the Jurisprudence and Practice of the ICC (working title)) に掲載する予定である。

(9) 第三の研究項目である「国際刑事司法機関の検察局の訴追戦略と国家の捜査・訴追義務の関係性」に関しては、論説ではないものの、それに近い長さの執筆を行い、Max Planck Encyclopedia of International Procedural Law (Oxford University Press, online)へ「積極的補完性 (Positive Complementarity)」という検察官の訴追戦略に関する項目を担当することで、一定程度その成果を公表することができた。

(10) 第四の研究項目である「国際刑事司法制度の実効性と正統性の調和的実現のための効率的制度設計の基礎的研究」についても順調に資料を集め、インタビューを行い、拙稿「国際刑事裁判所の正統性と実効性」を一橋法学第 17 巻 3 号 (2018 年)として、効率的制度設計の議論までに至らなかった欠点はあるつつも、本研究項目の一部論点についてまとめることができた。

(11) 以上の通り、各研究項目について必ずしも時系列的に研究を進めることはできなかったけれども、それぞれの研究項目を着実に研究し、国際刑事司法の効率性と実効性を高めるための研究を遂行し、成果を出すことができた。国際刑事司法の効率性を向上させる際には、被疑者・被告人と被害者の人権保障を前提として、現代国際人権法によって推進されている国家の捜査・訴追義務の真正な行使を期待しつつ、国際社会と国内社会の適切な協働関係を構築することが必要である。

<引用文献>

The International Criminal Court, Report of the Court on the development of performance indicators for the International Criminal Court (12 November 2015)

Annika Jones, ‘ A Quiet Transformation? Efficiency Building in the “Fall” of International Criminal Justice ’, International Criminal Law Review, Vol. 19, Issue 13 (2019) pp. 445-474.

Annika Jones, ‘ Measuring Performance and Shaping Identity: Performance Indicators and the International Criminal Court ’, Journal of International Criminal Justice, Vol. 18, Issue 4 (2020) pp. 825-850.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 Hitomi Takemura	4. 巻 9
2. 論文標題 Recent Trends in International Law on the Duties of States and Individuals to Prosecute, Investigate, and Prevent International Crimes	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Acta Universitatis George Bacovia. Juridica	6. 最初と最後の頁 5-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Hitomi Takemura	4. 巻 -
2. 論文標題 Positive Complementarity	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Max Planck Encyclopedia of International Procedural Law	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 竹村仁美	4. 巻 -
2. 論文標題 国際刑事法における基本原理 国際刑事司法と罪刑法定主義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 酒井安行・中野正剛・山口直也・山下幸夫編『国境を超える市民社会と刑事人権 新倉修先生古稀祝賀論文集』現代人文社（図書所収論文）	6. 最初と最後の頁 434-448
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 竹村仁美	4. 巻 686
2. 論文標題 国際刑事裁判所への協力義務をめぐる法と政治	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 41-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹村仁美	4. 巻 17(3)
2. 論文標題 国際刑事裁判所の正統性と実効性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 79-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/29733	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 竹村仁美	4. 巻 -
2. 論文標題 アジア地域と国際刑事裁判所	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中西優美子編『人権法の現代的課題』(法律文化社)(図書収容論文)	6. 最初と最後の頁 129-144
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hitomi Takemura	4. 巻 -
2. 論文標題 The Asian Region and the International Criminal Court	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 In: Nakanishi Y. (eds) Contemporary Issues in Human Rights Law. Springer	6. 最初と最後の頁 107-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1007/978-981-10-6129-5_6	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 竹村仁美	4. 巻 3
2. 論文標題 欧州人権裁判所のAl-Saadoon & Mufdhi対英国事件判決及び英国国内のAl-Saadoon & Others対英国国防大臣事件判決の概要と国際人権法上の諸論点	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 73-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹村仁美	4. 巻 6
2. 論文標題 国際刑事裁判所規程制度の実効的実現のための訴追戦略と国家の義務	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 21-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹村仁美	4. 巻 10
2. 論文標題 欧州人権裁判所によるアムネスティの取扱い アムネスティと重大な人権侵害に対する国家の捜査・訴追義務との関係性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 竹村仁美
2. 発表標題 欧州人権裁判所による恩赦の取扱い：恩赦と重大な人権侵害に対する国家の捜査・訴追義務との関係性
3. 学会等名 第43回一橋EU法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Hitomi Takemura
2. 発表標題 A Synergetic Approach to Enhancing the ICC 's Efficiency and Effectiveness
3. 学会等名 ICC 's Contribution to the Development and Enforcement of International Humanitarian Law (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Hitomi Takemura
2. 発表標題 The Latest Trends in International Law of Individuals and States Duties to Prevent, Investigate and Prosecute International Crimes
3. 学会等名 DECRET: Deviation and Criminality. Evolution, Trends and Perspectives (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 竹村仁美
2. 発表標題 ミャンマーの事態及びパレスチナの事態に関する法的論点
3. 学会等名 第1回国際刑事裁判所実務研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 竹村仁美
2. 発表標題 国連国際法委員会第69会期における国際刑事法の法典化と漸進的發展の進捗と課題
3. 学会等名 2017年度第1回国際人道法・刑事法研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 竹村仁美
2. 発表標題 欧州人権裁判所のAl-Saadoon & Mufdhi対英国事件判決及び英国国内のAl-Saadoon & Others対英国国防大臣事件判決に対する国際人権法・国際人道法・国際刑事法的検討
3. 学会等名 第15回一橋EU法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------